

令和元年11月（第13回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和元年11月19日（火）17:00～18:15

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、藤井施設課長、水津コミュニティスクール推進課長、民谷コミュニティスクール推進課副課長、伊藤総務課副課長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和元年11月19日の第13回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、前回配布しました9月24日の第11回の議事録及び今回の資料と合わせて送付しました、10月15日の第12回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、9月24日と10月15日の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、本日の議題は、「議案第34号「工事請負契約締結の件 岬小学校複合施設改築（建築主体）工事」について」、「議案第35号 宇部市公民館条例廃止の件」、の2件と、その他の事項として、「山口朝鮮学園への補助金に関する質問」、「寄附の報告について」の2件となっております。

教 育 長： では、始めに、「工事請負契約締結の件 岬小学校複合施設改築（建築主体）工事」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「工事請負契約締結の件 岬小学校複合施設改築（建築主体）工事」について説明します。昭和34年に建設された岬小学校の屋内運動場を岬ふれあいセンター及び学童保育施設と複合化し建替えるもので、予定価格が1億5千万円以上であることから契約の締結について12月定例市議会に上程し、議会の議決を

求める必要があるため、教育委員会会議にお諮りするものです。工事名は、岬小学校複合施設改築（建築主体）工事です。工事場所は宇部市松山町五丁目8番10号。請負金額は、543,400,000円、うち消費税額及び地方消費税額は49,400,000円です。契約の方法は一般競争入札で、10月18日に実施しております。工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て延べ面積1,710.11平方メートルです。契約の相手方は、新光産業・大栄建設・高砂工務店共同企業体で、代表者は、宇部市厚南中央二丁目1番14号新光産業株式会社代表取締役社長古谷博司となります。次に配置図についてですが、左側の校舎と表示された部分は、平成30年10月に竣工し、平成31年から供用開始した岬小学校の新校舎です。その校舎から渡り廊下で接続され、斜線で示した部分が今回の工事場所となります。現在既存校舎の解体が完了し、特殊基礎工事を進めており12月市議会の承認を得て引き続き本案件の建築主体工事を行い、2021年6月を完成予定としています。次に1階平面図についてですが、校舎から近い側に屋内運動場を、校舎から遠い側に学童保育室やふれあいセンター事務所を配置しています。屋内運動場の平面計画については、これまでの小学校と同様に、アリーナ、ステージ、器具庫、男女更衣室、トイレで構成し、共用部分を他の用途と加重平均した該当面積は907.43平方メートルで、従前の1.12倍となります。今回は複合施設となっていることや、屋内運動場が一般開放もすることから建物全体の中心からややふれあいセンター側に屋内運動場の玄関を配置しました。そのやや右側に、学童保育施設とその玄関を、校舎から一番離れた側にふれあいセンターの事務所やその玄関を配置しています。なお、1階のトイレは全ての施設が共用として使用することとなります。次に2階平面図ですが、屋内運動場の2階は特に用途となるものはありませんが、管理用の通路ふれあいセンターの2階には会議室や調理室を設置しています。施設全体の設備についてですが、男女、多目的トイレの全てを洋式としています。環境への配慮として、照明は全てLED照明、約15立方メートルの雨水利用施設を設置しています。また、体育機器の落下防止や、ガラスの飛散防止など地震に対する安全性の確保や停電時に発電機の使用が直ちに可能なように設備を設置する等、防災機能も整えています。岬小学校の屋内運動場は、ふれあいセンターとの複合化により地域活動の拠点としてふさわしいものになると考えています。この複合施設が完成後、屋外運動場を含めた外構工事を予定しています。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員 員： ふれあいセンターの玄関の配置について、確認させてください。

事 務 局： 1階平面図に風除室と書いてある箇所がありますが、そこがふれあいセンターの玄関になります。

委 員 員： 今回計画されている学童保育施設の収容人数はどのくらいを想定されているのですか。

事 務 局： 確認してのちほど報告します。

委 員 員： 子ども達の人数を確認したのは、屋内運動場の入り口と学童保育の入り口が

近く感じられ、屋内内運動場は、夜間に社会人の利用も想定されますので、出入りについて安全面が確保されるのか気になりました。

事務局： 若干は交差することもあるかとは思いますが、十分な広さがありますので支障はないと考えています。

委員： 屋内運動場は、避難施設としての位置付けもあると思いますが、以前シャワールームの設置についての意見もあったと思いますが、今回も設置はされないのでしょうか。

事務局： これまでの施設と同様に、シャワー施設は設置していません。被災時には、簡易なレンタルのシャワーがあると思いますのでそれらを活用することを考えています。

委員： この施設の屋上に、太陽光発電設備は設置されるのですか。

事務局： 太陽光発電設備については、今回の工事には含まれていません。その理由としては、建築後に設置した方が、より有利な国庫補助制度を活用できる可能性がありますので、今回は設置していません。構造としては設置可能です。

委員： ふれあいセンターと学校が一緒になるということは素晴らしいことだと思いますが、これまでにこのような事例はありましたか。

事務局： 今回が初めての試みとなります。

委員： ふれあいセンターを利用される方も、学校の駐車場を利用されるようになるのですか。岬小学校の入り口はとても狭かったと思います。ふれあいセンターの活動で、交通量が増えるのではないかと思います。何か検討されているのでしょうか。

事務局： ふれあいセンターの駐車場としては、現在の岬児童公園の一部を駐車場化するように計画しています。イベントの規模により、駐車場が不足する場合は、運動場を開放すること等を検討しています。

委員： 進入路は1つになりますか。

事務局： 現状の出入り口からではなく、公園側からもアクセスできるよう計画しています。将来的には、現状の出入り口は、歩行者専用とすることも検討しています。

事務局： 先ほどお問い合わせのあった学童保育施設の想定人数ですが、42名を定員として設定しているとのことでした。

委員： 42名とすると少し狭く感じます。

事務局： 学童保育の占有面積が約84平方メートルになります。国の補助要件では、一人当たり1.65平方メートルになっていると確認しました。

委員： 国と宇部市で占有面積の基準に違いはありますか。

事務局： 同じであったと思います。

教育長： 現在の人数はわかりますか。

事務局： 詳しくはわかりませんが、定員を下回っていると聞いています。

委員： 低学年と高学年で、学童保育施設を分けられると良いのではないかと思います。低学年の子どもと高学年の子どもが同じ部屋にいることのメリットもありますが、デメリットもあるように思いますので、そのあたりの配慮ができれば

と思います。

委員： パーテーション等で区切るなど、2つ部屋ができれば良いと思います。

委員： 何も入っていない状態だと広く思えますが、ロッカーや冷蔵庫、おもちゃ置き場などが入ると、仕切りを作ればとても狭くなると思います。

教育長： 運動場や体育館もありますので、遊ぶスペースはあると思いますが、屋内は隣が事務室で少し狭いということもありますが、上手に運用していただけたらと思います。

教育長： それでは、「工事請負契約締結の件 岬小学校複合施設改築（建築主体）工事」について、承認としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教育長： 次に、「議案第35号 宇部市公民館条例廃止の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第35号 宇部市公民館条例廃止の件」について、説明します。これは、社会教育に係る公民館機能をふれあいセンターに統合することにより、地域の特性を生かした地域づくりを進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制を強化していくということで、本条例を廃止したいと考えています。以前から御意見がありましたように、公民館とふれあいセンターの機能について、わかりにくい面がありましたので、ふれあいセンターに一本化しようとするものです。

教育長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委員： 宇部市に公民館がなくなり、全てがふれあいセンターになるということですか。

事務局： 現在でも、名称は全てふれあいセンターとなっていますが、公民館という名称を完全になくすということになります。

事務局： 少し補足させていただきます。公民館には、公民館運営審議会が設置されています。ふれあいセンターに関しましては、社会教育推進委員会という組織を設置しています。それぞれが社会教育を推進していくという機能を持っておりますが、今回、公民館が廃止されることに伴い、公民館運営審議会も廃止されることとなります。そこで、この組織と、社会教育推進委員会を一本化し、「(仮称)地域の学び創生委員会」として、文科省が推進する「地域学校協働本部」という機能も取り込み、地域の社会教育を推進していきたいと考えています。この件については、2月ごろに改めて説明させていただきます。

委員： 以前から、公民館とふれあいセンターは、統一すれば良いと思っていましたが、どのような理由で公民館とふれあいセンターが分かれていたのでしょうか。

事務局： 公民館は、公民館条例に基づき設置されたもので、ふれあいセンターはふれあいセンター条例により設置されたものです。

委員： 街の中心部は、最初からふれあいセンターで、厚南や東岐波、西岐波等が公民館となっていて、なぜ分かれたのかについて説明をお願いします。

事務局： 名称は、東岐波も西岐波等の公民館もすでにふれあいセンターとなっています。街中の方は、宇部市出張所条例により、出張所をふれあいセンターと呼んで

います。公民館をふれあいセンターと呼ぶ場合と、出張所をふれあいセンターと呼ぶものが混在してしまっていたので、今回は、出張所条例も廃止する予定となっています。どちらも廃止してふれあいセンターに統一するということとなります。これにより、公民館であることにより、多少制約があったコミュニティビジネス等も進捗が図られると考えています。

委員： 公民館は、地域の方が集まり、様々なことを学ぶ社会教育機関として設置され、ふれあいセンターは、まちづくり事業を推進するために設置されたものと書かれた他市の資料を見たことがあります。そもそもの成り立ちや機能が、別のものと理解していましたが、どうなのでしょう。

事務局： 設置された時点では、別の機能を持っていたと思われませんが、現状では、実態としてはほぼ同様の機能となっています。公民館の貸館使用料についても、ふれあいセンター条例の規定によっています。今では、ふれあいセンターの機能が公民館の機能を上回っていると思います。

委員： 隣保館が上宇部と厚南にあります。ふれあいセンターと同じ敷地となっていますが、隣保館にいるのは、隣保館の職員ということで良いですか。

事務局： あれは、複合施設となっていて、上宇部は今回の条例に関係ありませんが、厚南の方は、隣保館と公民館が一緒になっている施設で、隣保館としてはそのまま残ります。厚南ではふれあいセンター、公民館、隣保館の3つの機能があり、事務所は一つとなっています。条例の改正後は、ふれあいセンターと隣保館という形になり、複合施設のままとなります。

教育長： 社会教育や学校教育の支援といった機能や、実務的な面はこれまでと大きく変わるわけではないということです。組織が変わるので、その組織に新たな意味づけを持たそうということです。

事務局： 公民館とふれあいセンターの財産管理も別々に行っていましたが、それも一つになりますので、実務的にも分かりやすくなります。

委員： 今まであった公民館運営審議会と社会教育推進委員会を一緒にして、地域の学び創生委員会とするとと言われて、それが文科省の言うところの地域学校協働本部と同じ機能と言われました。地域協働本部は、山口県でいうと、地域協育ネットのことだと思います。今、その立ち位置にあいまいなどころはありますが、中学校区の中で、それぞれのコミュニティ・スクールが一緒になり、合同の会議を開催しているものが、地域協育ネットという形になっていると思います。今までの、公民館で行われている審議会等で協議されていることと、地域の学び創生委員会では、全く別のものになってくるとは思いますが、学校に特化した協議の場となっていくのでしょうか。

事務局： それについては、2月に丁寧に御説明しなければならないと考えています。公民館運営審議会の業務は多様であり、貸館業の使い方や、地域の様々なことを協議する場となっていましたが、これからは館のことを話す場がなくなります。子供会やPTA、また、学校支援をワンストップで協議する場が求められています。今までの公民館運営審議会ですと、たくさんある仕事に一つの項目が

加わることとなりますが、そこが教育委員会として重要となりますので、そのところを付け加えた形で、地域の方にお問い合わせということになります。協議をする場として、合同運営協議会は、小中一貫を推進するためにも、今までどおり続けていきます。それから、地域協育ネットを地域学校協働本部と位置付けるということですが、県の方針としては、国の補助事業に対しての位置付けであり、県から、特に指針やマニュアルが示されているものではありません。したがって、現在の運用と変わってくるとは思いますが、より確かな組織になるものと考えています。

委員： そうなると、私は、活動しやすくなると思っていますので、より運用しやすい形になるようお願いします。

教育長： 県のいう地域協育ネットは、市町により考え方が異なっており、活動しづらい面もあったという話もあります。小学校24校区に本部を置き、まず小学校の支援を明確にして、そこから中学校につなげていきたいと考えています。

また、これからしっかり作りこんでいき、説明したいと思います。

委員： それぞれのコミュニティ・スクールは充実していますが、中学校区となった時に、厚南中学校区は2小1中で、それぞれが行っている異なる活動や、別々の人間が行っているものを、一緒に行うことはとても難しいと思います。そこが上手にできる体制を作っていただけると、中学校も活発に活動できるのではないかと考えていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

教育長： この件は教育委員もしっかり理解してもらって進めていきたいと思っています。ほかに御意見がありますか。

教育長： よろしいですか。

(全委員異議ない)

教育長： それでは、「議案第35号宇部市公民館条例廃止の件」について承認します。

教育長： 次に、その他の事項「山口朝鮮学園への補助金に関する質問」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 総務課から説明します。山口朝鮮学園への補助金に関する質問ということで、長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会から、別紙のとおり質問書が提出されました。内容についてはお配りのとおりです。これに対する回答としまして、別紙案を作成しました。

教育長： 御意見御質問がありましたらお願いします。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、この回答について、承認するということがよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 10月分の寄附の報告を

します。10月9日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算91回目の御寄附をいただいております。

教 育 長： 他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。